

国立大学法人大分大学副学長，学長特命補佐及び学長補佐規程

平成17年9月22日制定

平成17年規程第94号

(設置)

第1条 この規程は，国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第9条第2項の規定により，副学長，学長特命補佐及び学長補佐（以下「副学長等」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 副学長は，学長を助け，命を受けて校務をつかさどる。

2 学長特命補佐は，学長の定めるところにより，学長，理事又は副学長の職務を補佐する。

3 学長補佐は，学長の定めるところにより，学長，理事，副学長又は学長特命補佐の職務を補佐する。

(選考)

第3条 副学長は，国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の理事及び教授のうちから，役員会の議を経て，学長が指名する。

2 学長特命補佐及び学長補佐は，法人の職員のうちから，役員会の議を経て，学長が指名する。

3 学長は，前二項により副学長等を指名したときは，教育研究評議会に報告するものとする。

(任期)

第4条 副学長等の任期は，2年を超えない範囲内で学長が定めるものとする。ただし，再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず，副学長等の任期は当該副学長等を任命した学長の任期の範囲を超えることはできない。

3 副学長等が欠員となった場合の補欠の副学長等の任期は，前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか，副学長等の設置に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第134号）

この規程は，平成17年12月27日から施行する。

附 則（平成18年規程第21号）

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第47号）

この規程は，平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第11号）

この規程は，令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第60号）

この規程は，令和2年9月14日から施行する。